

更新日：

担 当：計画課 森林施業調整官

名 称	石鎚山系森林生態系保護地域		
面 積	4,244.84 ha 保護地区 1,229.48 ha 保全利用地区 3,015.36 ha	設定年月日	平成 2年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	愛媛県西条市、久万高原町、高知県の町、仁淀川町にまたがって所在する。 愛媛森林管理署内 モチ山国有林 1001い林小班、嶺北森林管理署管内名ノ川山国有林 263ほ林小班 他(別紙のとおり) 当保護林の区域は、四国最高峰である石鎚山(1982m)を中心とし、西は二ノ森を経て堂ヶ森まで、東は土小屋、岩黒山、筒上山を経て手箱山までの範囲とする。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保存地区は、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 保全利用地区は、天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図る。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然ヒノキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。ただし、落葉広葉樹が優占する林分においては、落葉広葉樹林としての維持を優先する。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	石鎚国定公園第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 史跡名勝天然記念物(国指定、面河溪)【文化財保護法】		
その他留意事項	森林生態系多様性基礎調査(林野庁)の調査地点が設定されている。		